(趣 旨)

第1 この規程は、国際的なスポーツの競技大会等において優れた成果を挙げるなど、本 県スポーツの向上と振興に関し、特に功績が顕著な者に対して、知事が行う表彰(以 下「スポーツ顕彰」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(愛知県スポーツ功労栄誉大賞、愛知県スポーツ栄誉大賞、愛知県スポーツ栄誉賞、愛知県スポーツ功労賞及び愛知県スポーツ奨励賞の授与)

第2 スポーツ顕彰は、愛知県スポーツ功労栄誉大賞、愛知県スポーツ栄誉大賞、愛知県スポーツ栄誉賞、愛知県スポーツ功労賞及び愛知県スポーツ奨励賞を授与することにより行う。

(顕彰の対象)

- 第3 愛知県スポーツ功労栄誉大賞、愛知県スポーツ栄誉大賞、愛知県スポーツ栄誉賞、 愛知県スポーツ功労賞及び愛知県スポーツ奨励賞は、スポーツの分野において、主と して本県を活動の基盤としている者又は県内に住所を有する者で、次の各号に掲げる 者に対して授与する。
- (1) 愛知県スポーツ功労栄誉大賞 愛知県スポーツ栄誉大賞の受賞者で、オリンピック競技大会又はパラリンピック競 技大会においてさらに優れた功績を挙げた者
- (2) 愛知県スポーツ栄誉大賞 オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会において2大会以上連続して1 位となった者
- (3) 愛知県スポーツ栄誉賞 オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会において1位となった者
- (4) 愛知県スポーツ功労賞

ア オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会において入賞した者

- イ 世界選手権大会(デフリンピック競技大会及び I WAS 世界競技大会を含む。)に おいて3位までに入賞した者
- ウ アジア競技大会又はアジアパラ競技大会において1位となった者
- エ 世界的規模のスポーツ競技会において1位となった者
- オ 公認の世界新記録を樹立した者
- カ アからオまでに掲げる者と同等の功績があったと認められる者
- (5) 愛知県スポーツ奨励賞

オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会に出場した者(第1号から第3号まで及び前号アの規定に該当する場合を除く。)

(顕彰の時期)

第4 スポーツ顕彰は、必要に応じて随時行う。

(被顕彰者の選考)

- 第5 被顕彰者の選考は、愛知県スポーツ顕彰審査委員会を設け、これを審査する。 (被顕彰者の決定)
- 第6 被顕彰者の決定は、愛知県スポーツ顕彰審査委員会の選考を経て、知事が決定する。 (庶 務)
- 第7 スポーツ顕彰に関する庶務は、スポーツ局競技・施設課において処理する。 (補 則)
- 第8 この規程に定めるもののほか、必要な事項は知事が定める。

附則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附則

- この規程は、平成7年5月29日から施行する。
- 1 この規程は平成11年6月1日から施行する。
- 2 改定前の規程により顕彰された者は、改定後の規程により顕彰されたものとみなす。 附 則
 - この規程は、平成12年4月1日から施行する。 附 則
 - この規程は、平成16年4月1日から施行する。
 - この規程は、平成16年9月6日から施行し、同年8月13日から適用する。 附 則

- この規程は、平成20年9月1日から施行し、同年8月8日から適用する。 附 則
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成28年9月14日から施行し、同年8月5日から適用する。 附 則
- この規程は、平成31年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、令和2年4月1日から施行する。 附 則
- 1 この規程は、令和3年9月22日から施行し、同年7月23日から適用する。
- 2 愛知県障害者スポーツ顕彰要綱は、廃止する。